

生駒市教育委員会規則第3号

生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月28日

生駒市教育委員会教育長 原 井 葉 子

生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局組織規則（平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表幼保こども園課の部保育幼稚園係の項第8号イ中「及び特定地域型保育等」を「、特定地域型保育等及び特定乳児等通園支援」に改め、同号ウ中「及び地域型保育給付費」を「、地域型保育給付費、乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給」に改め、同号中コをサとし、オからケまでをカからコマまでとし、同号エ中「及び特定地域型保育事業者」を「、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者」に改め、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 地域型保育事業及び乳児等通園支援事業の認可に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。